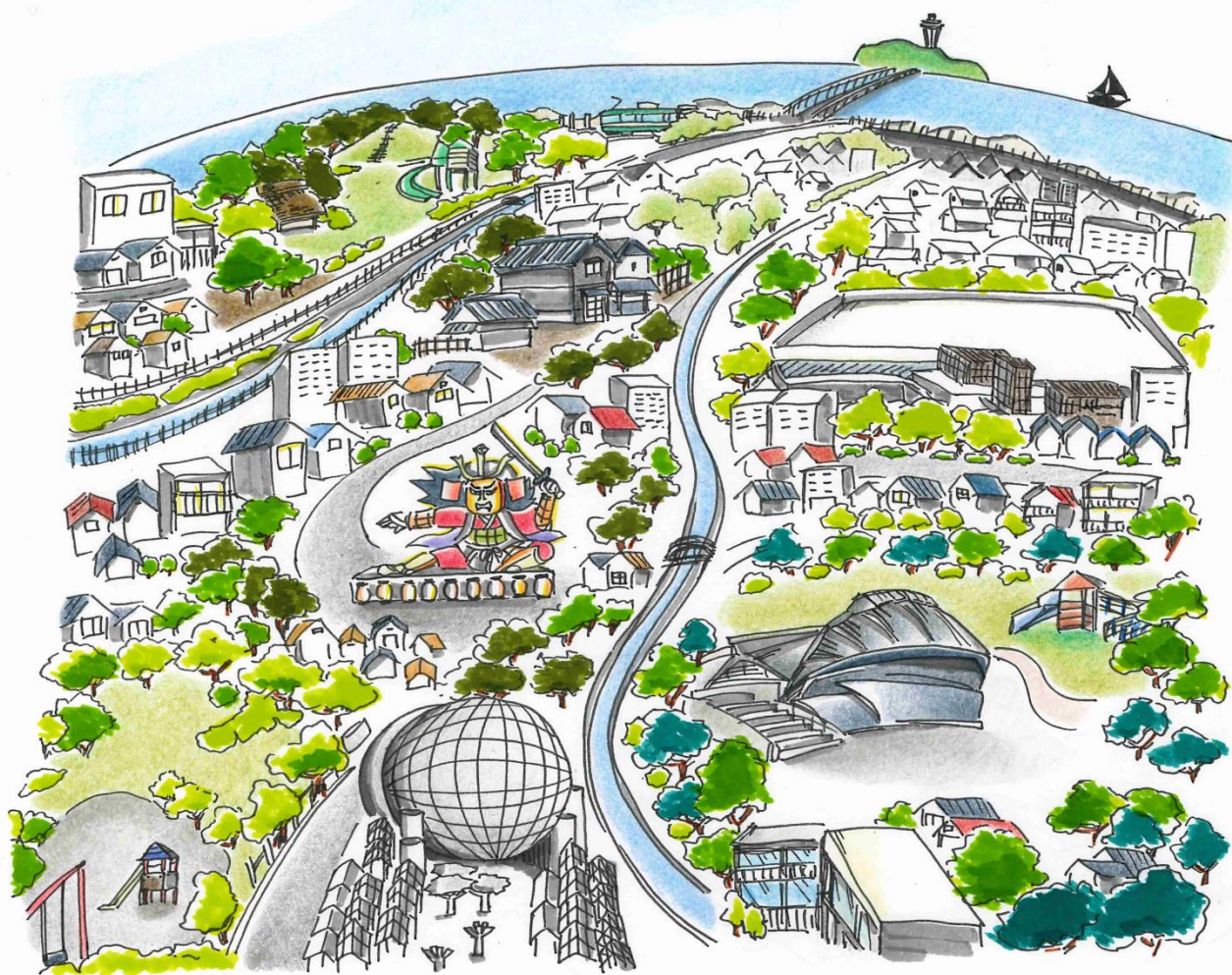


藤沢市市民活動推進計画

2019年度～2025年度

(中間見直し版)

市民活動の息づくまち
誰もが個性の輝きを放つ未来へ



2023年(令和5年)4月

藤沢市

はじめに

藤沢市は、社会や暮らしの課題に対し、国際目標であるSDGsや新しい社会インフラとしてのデジタル化、施策・事業の最適化などを踏まえながら、すべての領域をトランスフォーメーション（変革）の対象として、未来に向けた持続可能なまちづくりを進めています。

また、各地域においては、様々な課題の解決のために多くの地域の方や民間企業、学生の方々などの温かい活動が、新たな魅力を加えながら受け継がれているほか、デジタル技術を活用したコミュニティへの参加も広まりつつあり、コミュニティの時代に向けて、住民本位の自治の進化が始まっています。

この間発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの市民生活、そして市民活動にも、大きな影響を与えています。一方で、この様な状況においても、市民活動が得意とする先駆性や柔軟性などを発揮して、深刻化する地域課題に対し、新たな事業を展開される姿や、いち早く支援を届ける取り組みなどは、大変心強く、また学ぶ点も多くあります。

今回の中間見直しでは、推進ビジョン及び基本指針を踏襲する中で、市民活動に関する多様な情報発信の推進や、「チーム FUJISAWA2020」等の仕組みを活用した気軽に体験・参加できる取組の推進など、基本施策を中心に見直しを行いました。今後とも、市民の皆様が、それぞれの生活スタイルに合わせて、地域を支える様々な活動に参加することができ、地域との関わりの中で、支えあい、より豊かに暮らすことができるよう、市民活動と地域づくりを推進してまいります。

結びに、本計画の中間見直しにあたり、熱心にご議論いただきました「藤沢市市民活動推進委員会」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見などをいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

2023年（令和5年）4月



藤沢市長 鈴木恒夫

目次

第1章	01
策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	
第2章 《見直し》	02
計画の中間見直し	
1 中間見直しの趣旨	
2 地域が抱える課題と今後の方向性	
第3章	05
市民活動推進ビジョン	
1 市民活動推進ビジョン	
2 市民活動推進計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第4章	06
推進ビジョンの実現に向けて	
1 ビジョンの実現に向けた3つの基本指針	
2 藤沢がめざす協働の姿	
第5章 《見直し》	08
基本指針を具現化する施策	
ふじさわの未来に向けて	10
参考資料	11
1 藤沢市の現状	
2 各種調査から見える課題等	
3 藤沢市市民活動推進条例	
4 本市における市民活動支援施策の変遷	
5 第11期藤沢市市民活動推進委員会委員名簿	

第1章 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子超高齢化の進展や人口減少社会(*1)の到来を起因とする人口構造の変化などによる、地域社会におけるコミュニティの希薄化や人手不足の深刻化などは、私たちの暮らしやまちの活力に大きな影響を及ぼすと考えます。

前市民活動推進計画では、様々な市民活動が地域において効果的に機能し、着実な成果を上げられるよう

- ① 市民活動に対する認知度・信頼度の向上
- ② 市民活動の自立化・持続化の推進
- ③ 市民活動団体が活躍する機会の拡充

を基本指針として、市民活動による地域社会の活性化に取り組み、情報発信や拠点施設の拡充、若者や女性の市民活動への参加、環境の整備など一定の成果を上げました。

一方、市民活動に関する団体向けアンケート調査によると市民活動が停滞傾向にあり、地域からも「活動が盛り上がらない」、「活動がそれぞれの範囲に留まっており形骸化している」、「NPO法人などは資金繰りが厳しい」など、市民活動の充実、ひいてはこれからのまちの活力に影響を及ぼす多種多様な声が上がっています。

こうした声や人口構造の変化、地域コミュニティの希薄化、地域課題の多様化などを踏まえ、時代や地域の変容や課題を的確に捉え、若い世代の活躍や大学、企業との連携など、私たちは、「**自分たちのまちは自分たちでつくる**」という主体性を尊重しながら、市民活動を通じて、未来に向けた「暮らしの豊かさ」を実現することを目指すべきであると考えます。

(*1) 人口減少社会

出生率の低下などを背景に、出生数よりも死亡数の方が多く継続して人口が減少する社会。日本においては2000年代後半、もしくは2010年代以降、その局面に入ったとされる。

第2章 計画の中間見直し

1 中間見直しの趣旨

本市では、2019年（平成31年）4月に「藤沢市市民活動推進計画（2019年度～2025年度）」を策定し、「市民活動の息づくまち 誰もが個性の輝きを放つ未来へ」という市民活動推進ビジョンを掲げ、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、2019年度末から感染拡大が始まった新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の影響により、多くの市民活動団体が活動場所の制限やイベント等の事業の縮小により、全体的に活動がしづらい状況が続き、現在もその影響が残っています。一方で、市民活動団体は貧困や孤立などといった深刻化する地域の課題に対し、いち早く食料や生活用品等を届けるなど、その柔軟かつ迅速な活動は、高く評価されています。加えて、新型コロナは市民活動に対するDX（*2）の浸透に大きな影響を与えており、2021年度（令和3年度）に実施した市民活動団体への調査結果からも、Web会議システムの活用や、オンラインでのイベント開催などが進んでいることが確認でき、団体運営のほか活動内容等にも新たな変革をもたらしています。

こうしたことから、これらの社会状況の変化に加え、SDGs（*3）の浸透や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）を契機としたボランティア文化の深まりのほか、多様な主体による協働の視点とともに、複雑化する地域の課題等を捉える中で、基本施策を中心に計画の中間見直しを行いました。

(*2) DX (Digital Transformation)

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念で、2004年（平成16年）にスウェーデンのウメオ大学エリック・ストルターマン教授が提唱し世界的に拡散したものの。

(*3) SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015年（平成27年）に国連総会において全会一致で採択された国際目標で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年（令和12年）を年限とする17のゴールが掲げられています。

2 地域が抱える課題と今後の方向性

全国的な社会問題となっている、2025年問題(*4)を目前にする中で、超高齢社会と生産年齢人口の減少は、本市においても、今後直面する深刻な課題と言えます。また、これら課題の更なる進展と、団塊のジュニア世代が65歳以上の高齢期に入る、いわゆる2040年問題(*5)も、同じく大きな課題として認識しておく必要があります。さらに、地域においては、住民同士の支え合いや、歴史・文化、防災等といった、これまで地域の基盤を支えてきた、自治会・町内会をはじめとする地縁組織は、2021年度(令和3年度)に実施した市民アンケート調査の結果からも、市民の参加頻度の低さが見てとれ、担い手不足等の課題が深刻化しています。加えて、社会的孤立や貧困、差別などといった、様々な要因が入り組むことにより、地域の課題は複雑化・複合化してきています。

一方で、新型コロナウイルスの影響により、私たちの生活・社会は、大きな変革の中にあります。働き方やライフスタイルの変化は、これまで課題の一つであった「時間」を生み出し、市民活動を知る、体験する、始める、続けるといった、あらゆる機会の創出につながっており、先の市民アンケート調査の結果においても、市民活動への参加意向は、前回の調査時よりも増加しています。

SDGsの浸透や東京2020大会を契機としたボランティア文化の深まりなどにより、社会貢献という意識の醸成が進む中、あらゆる地域課題の解決に向け、市民活動もその一翼を担う存在として、大きな期待が寄せられています。また、民間企業によるCSR(*6)活動の推進、更にはCSV(*7)経営や、それに関連する事業等の模索が進む中、今後は、多様な主体が共に有機的に連携・協働しながら、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

(*4) 2025年問題

団塊の世代が2025年(令和7年)頃までに75歳以上に達することで、介護、医療費等の社会保障関係費の急増をはじめ様々な影響が懸念されること。

(*5) 2040年問題

人口減少社会の更なる進展と、団塊のジュニア世代が2040年(令和22年)頃までに65歳以上に達することで、これまで以上に、労働力不足や社会保障制度の持続性などについて様々な影響が懸念されること。

(*6) CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任)

企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

(*7) CSV (Creating Shared Value : 共通価値の創造)

民間企業において、社会的ニーズや社会問題の解決に取り組み、社会的価値と経済的価値の創出を実現し両立させようとする経営フレームワークのこと。

トピックス

市民活動は世界を救う第一歩？

～ 市民活動とSDGs ～

『生活に困っている人たちを少しでも助けたい』

『色んな差別や偏見を無くしたい』

『この綺麗な海をずっと守っていききたい』

市民活動は、以前より、社会または地域の課題を自分たちで解決するという、市民一人ひとりの想いから生まれ、育まれてきました。

そして、その多岐にわたる活動は、現在、世界的に取り組みが進められているSDGsの理念、そして17のゴールにもつながる部分が多く、極めて親和性が高いと考えられることから、近年、市民活動には、これまで以上に大きな期待が寄せられています。

こころがチョット動いた時、それは世界を救う第一歩かもしれません。



第3章 市民活動推進ビジョン

1 市民活動推進ビジョン

市民活動推進条例第3条（基本理念）

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

市民活動を取り巻く状況、これまでの市民活動の推進に関する取組及び継続して取り組むべき課題や市民活動の裾野を拡げ、生き生きとした個人の活動を進める機会の創出など、市民活動を推進することで、将来めざすまちの姿を、上記の基本理念をもとに、市民活動推進ビジョンとして次のとおり定めています。

市民活動の息づくまち 誰もが個性の輝きを放つ未来へ

2 市民活動推進計画の位置づけ

市民活動推進計画は、市民活動推進条例第8条に基づき定められた（1）活動場所の整備（2）情報の収集及び提供（3）市民活動を行うものに対する支援（4）市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進の4つの基本施策の柱を踏まえ、現状や課題を分析し、解決に向けて市民活動支援施設などによるサポートやコーディネート機能の充実などの取組を具体化するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、2019年度から2025年度までの7カ年としています。

また、計画期間の最終年度である2025年度には、基本指針やその施策等についての成果や効果などの分析、課題などを検証し、次期計画の策定に活かしていきます。

2019年度
第4期推進計画スタート

2023年度
推進計画中間見直し

2025年度
次期推進計画の策定作業



第4章 推進ビジョンの実現に向けて

協働という視点でそれぞれの団体や個人が持つ経験や知識などをつなぎ、その輪を重ねていくネットワークの構築、地域での自発的な活動を生み出し未来につなげるための地域における支援の強化、新たな参加を促す取組や交流機会の提供を進めることによる幅広い意見・提案の吸い上げを行い、市民活動推進ビジョンの実現をめざします。そして、市民活動支援施設がサポートやコーディネートの実質を図るとともに、3つの基本指針を総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

1 ビジョンの実現に向けた3つの基本指針

基本指針 1 市民活動への参画促進

◆市と市民活動支援施設が連携して、市民活動への参画のきっかけづくりをはじめ、新たな気づきと活力を創出するサポートや楽しく暮らしやすいまちづくりに向けた柔軟な仕組みづくりを進めます。

基本指針 2 市民活動を支援する体制の充実強化

◆暮らしや多様性を尊重する視点にたって、地域課題の解決に向けた活動が市域全域で持続的・発展的に取り組まれるよう、市民活動団体の事業戦略など、運営や活動をサポートする体制の充実強化を進めます。

基本指針 3 多様な市民活動の創出

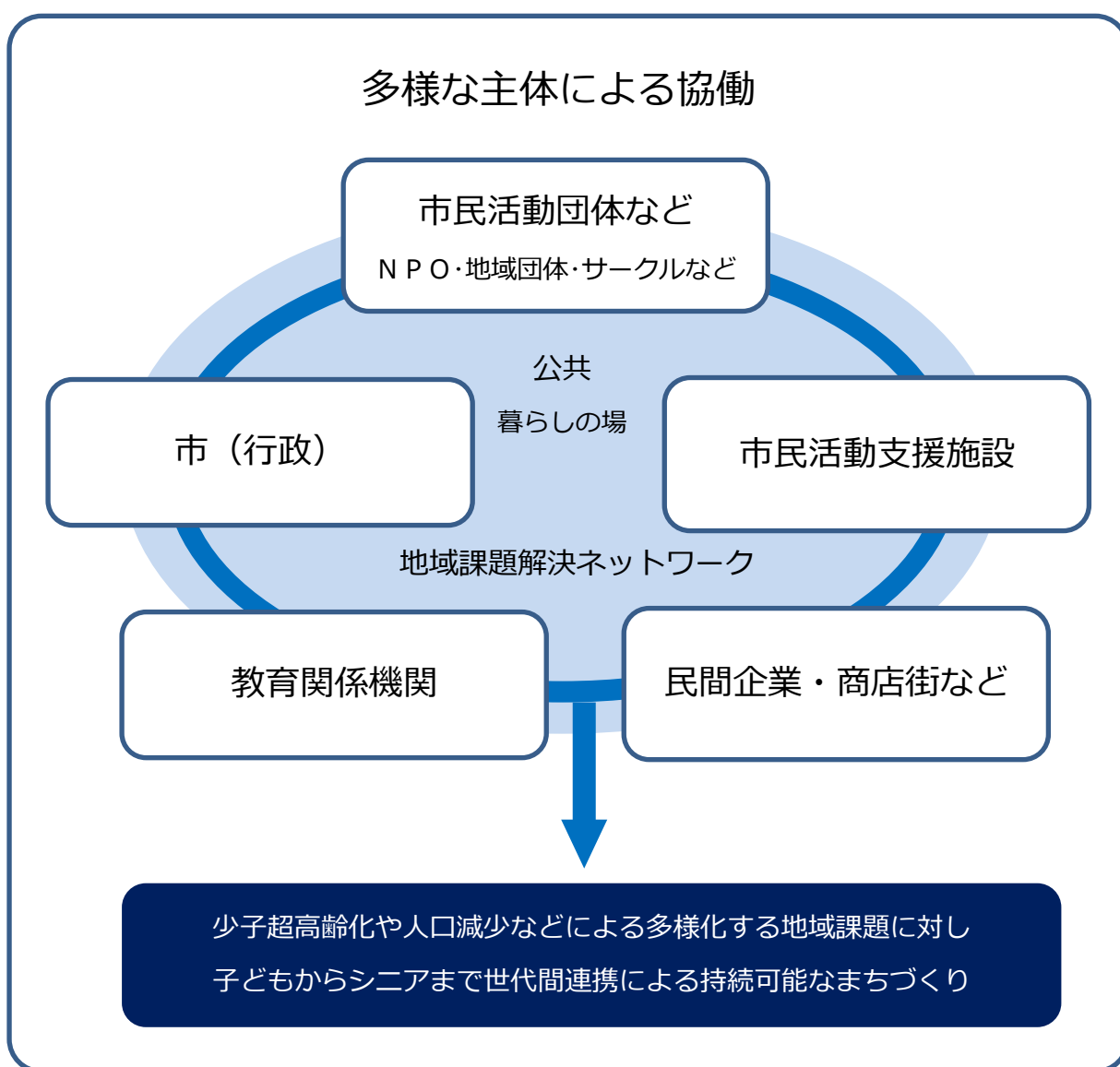
◆暮らしの豊かさをめざすため、地域社会の活力を高める多彩な取組が生まれ、市民活動団体相互の協力、連携や学校、企業、NPO、市などが交流できるよう多様な市民活動の創出を進めます。

2 藤沢がめざす協働の姿

目標を共有し、ともに力を合わせて取り組む協働は、「暮らしの中の気づき」や「自分たちのまちをもっと良くしたい。自分たちのまちは自分たちでつくる」という一人ひとりの思いから始まります。

地域を知り、地域を良くするアイデアを考え、実行してみて仲間を増やす。こうした一連の動きが、藤沢のまちに様々な良い変化をもたらすと考えます。

このような動きが、子どもから若者、シニアに至るまで多様な世代間での連携に発展することで、地域で人が生まれ、愛着が生まれ、地域に根差した持続的な市民活動が育つ好循環を生み出すべく、施策を推進してまいります。



第5章 基本指針を具現化する施策

基本指針 1 市民活動への参画促進

市と市民活動支援施設が連携して、市民活動への参画のきっかけづくりをはじめ、新たな気づきと活力を創出するサポートや楽しく暮らしやすいまちづくりに向けた柔軟な仕組みづくりを進めます。

【基本施策】

1-① 市民活動に関する多様な情報発信の推進

市民活動に関する情報について、市の広報紙等のほか、SNSをはじめとした多様な手法による情報発信を推進します。また、様々な場面や機会を捉え、関係機関等とも連携した、より効果的な情報発信に努めます。

1-② 市民活動について気軽に体験・参加できる取組の推進

市民活動支援施設の認知度の向上や利用促進を図り、関係機関等とも連携を図るとともに、「チーム FUJISAWA2020」等の仕組みを活用しながら、様々な世代が体験・参加できる取組を進め、共生社会の実現につなげていきます。

基本指針 2 市民活動を支援する体制の充実強化

暮らしや多様性を尊重する視点にたって、地域課題の解決に向けた活動が市域全域で持続的・発展的に取り組まれるよう、市民活動団体の事業戦略など、運営や活動をサポートする体制の充実強化を進めます。

【基本施策】

2-① 多様な活動支援や運営支援の充実

市民活動支援施設による各種相談や講座、コーディネート等の充実を図るとともに、「ミライカナエル活動サポート事業」等を通して、市民活動団体の持続可能な活動につながる支援の充実に努めます。また、関係機関によるネットワークの構築や活用を図り、市民活動の活性化につなげていきます。

2-② 市民活動を行う場所の確保及び利便性の向上

今後の地域コミュニティ拠点施設のあり方を検討する中で、市民活動が持続的・発展的に取り組めるよう、空き家の利活用を含めた市民活動を行う場所の確保や利便性の向上を図ります。

基本指針 3 多様な市民活動の創出

暮らしの豊かさをめざすため、地域社会の活力を高める多彩な取組が生まれ、市民活動団体相互の協力、連携や学校、企業、NPO、市などが交流できるよう多様な市民活動の創出を進めます。

【基本施策】

3-① 地域における課題解決に向けた取組の推進

地域における課題解決に向け、市民活動支援施設が地域の関係団体等と連携し、各地域の課題を捉える中で、市民活動団体がもつ知識やノウハウ等を活用し、講座や交流会等の開催、アウトリーチ等による支援を推進します。

3-② 多様な主体による協働の推進

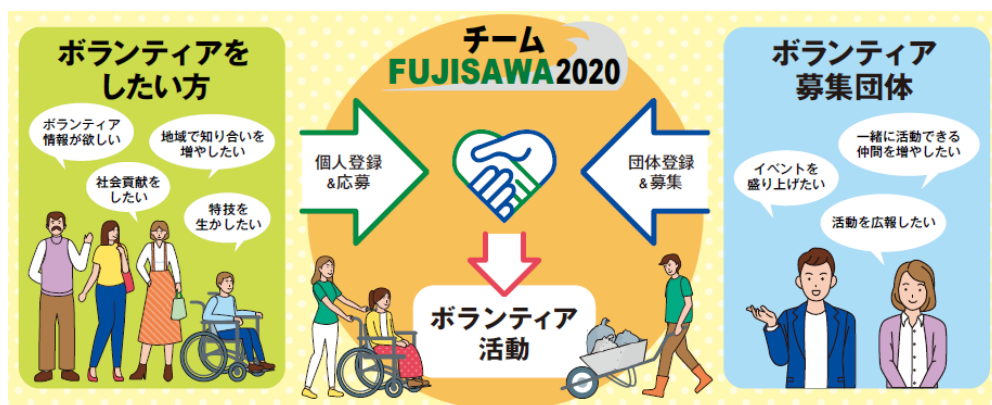
持続可能なまちづくりに向け、多様な主体が有機的につながるきっかけづくりに取り組むほか、市民活動支援施設によるコーディネート等を通じ、協働の取り組みを重ねながら、多様な市民活動の創出を図ります。

トピックス

ボランティアポータルサイト ～ チーム FUJISAWA2020 ～

藤沢市では、「シティキャストフジサワ」や「2020応援団 藤沢ビッグウェーブ」といった、東京2020大会での市民参加の盛り上がりを継続するレガシー事業として、ボランティアのポータルサイト～チーム FUJISAWA2020～を開設しています。このサイトでは、気軽にボランティアの募集・応募ができるほか、ボランティアの体験談や様々な分野の活動情報などを掲載しています。

ちょっと空いた時間に、自分に合ったものから気軽に始めてみませんか？
また、団体の皆さんは、一緒に活動できる仲間を増やしてみませんか？



チームFUJISAWA2020

検索



ふじさわの未来に向けて

まちの未来はどのようにつくられていくのでしょうか。それは、そこに暮らす市民一人ひとりがどのような未来を望むのか、そして望む未来を実現するためにそれぞれの領域においてどのように行動していくか、ということに関わることです。思いと行動が未来をつくっていきます。

市民活動はまさにそのような未来をつくるプロセスそのものです。市民活動は誰かに指示されてやるのではなく、自分たちの思いを土台に、それぞれが必要な資源をあつめて、周囲と力を合わせながら行うものであり、何をどのようにするかは市民一人ひとりにゆだねられています。ですから、そうした多様な市民活動が広く行われていることは、市民が主体となってそのまちの未来をつくっている状態だと言えるでしょう。

このような観点から、本委員会は、多くの方に市民活動に目を向けていただき、また、それぞれが相応しい仕方に関わっていただくことを願っています。そのことを「市民活動の息づくまち」というビジョンで表現しています。

この推進計画は、わたしたちの未来をつくる営みを支えるための計画です。わたしたち一人ひとりが望ましい未来を思い描き、それに向けて安心して、楽しみながら行動することができるまち。そのような、未来に向けてワクワクできる「ふじさわ」であることを願っています。

第11期 藤沢市市民活動推進委員会



【参考資料】

1. 藤沢市の現状

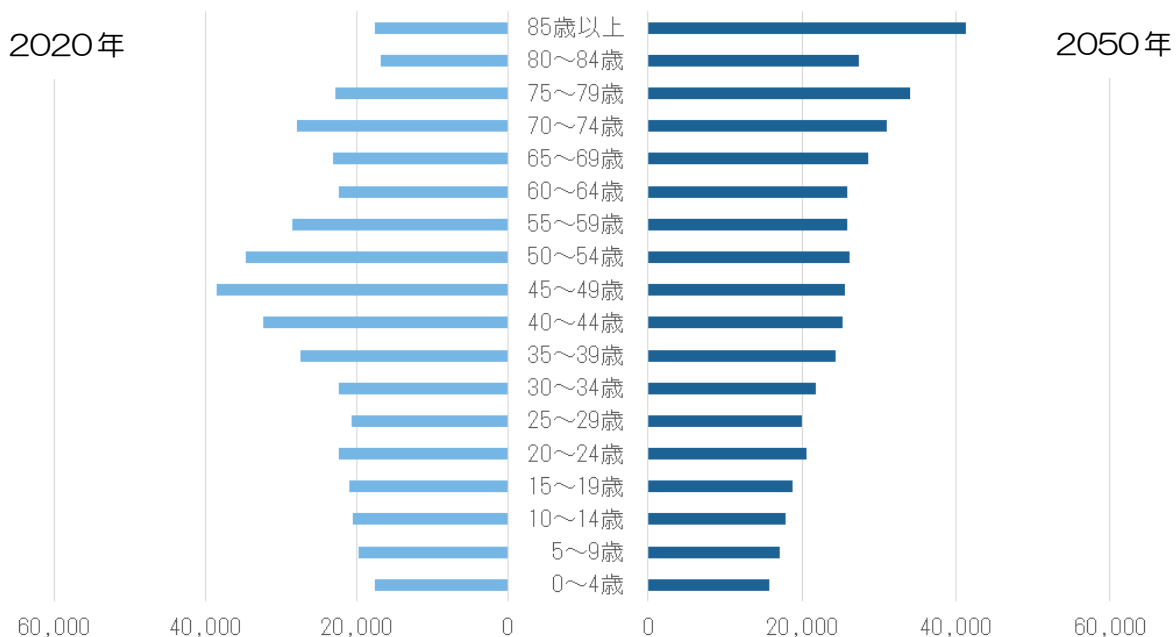
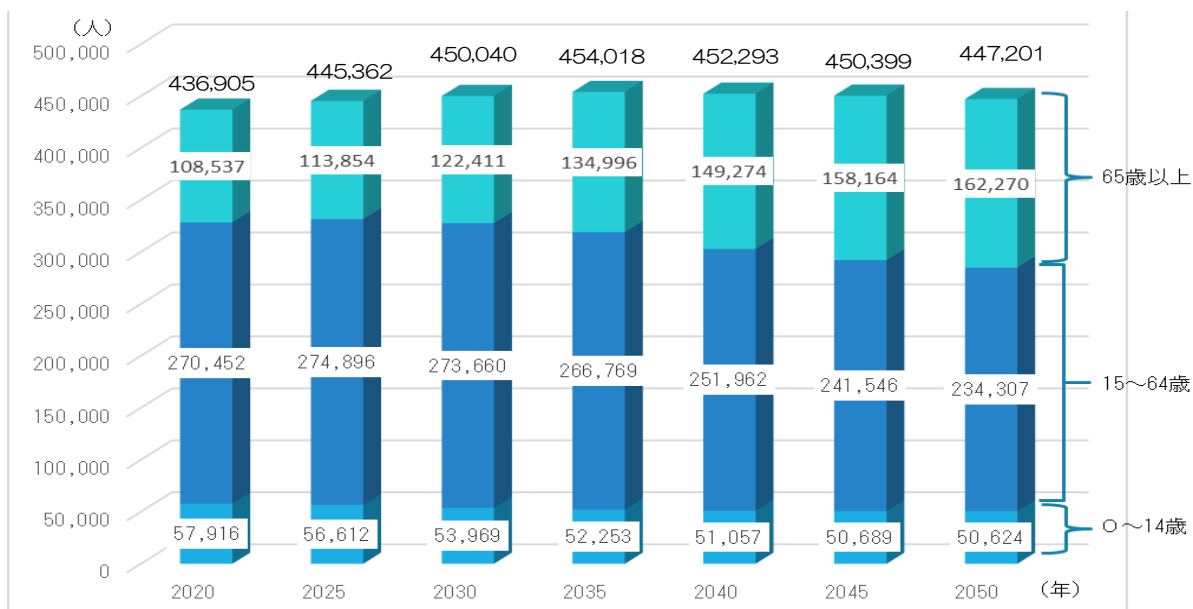
(1) 人口動向

本市の人口は、2023年1月現在で443,832人であり、2035年には454,018人でピークとなり、その後減少に転じる見込みです。また、65歳以上の高齢者の割合は、2020年には24.8%でしたが、2040年には33.0%、2050年には36.3%となる見込みです。

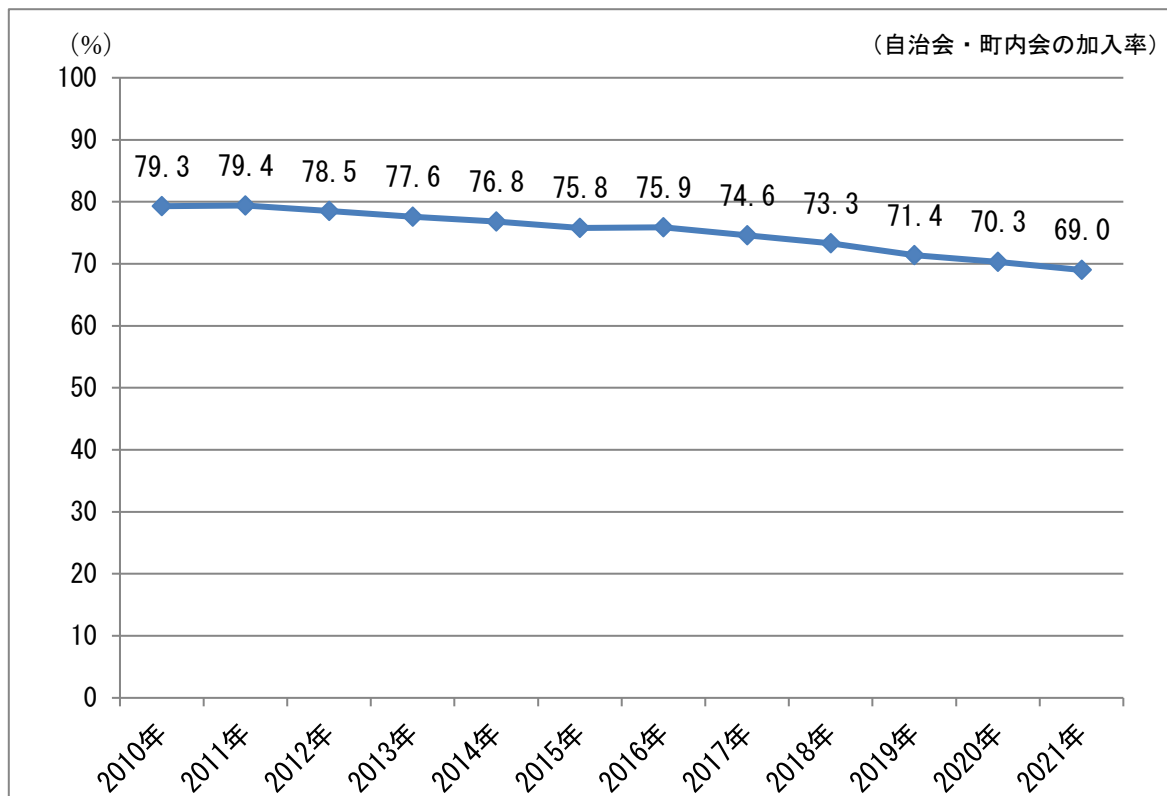
(2020年に実施された国勢調査結果に基づいて推計した「藤沢市将来人口推計」)

【Check】

- ・ 0歳から14歳の年少人口は緩やかに減少傾向で推移
- ・ 15歳から64歳の生産年齢人口は2025年をピークに減少
- ・ 65歳から74歳の人口は2040年をピークに減少
- ・ 75歳以上の人口は2025年まで急激に増加。増加傾向で推移後2040年以降再び急増

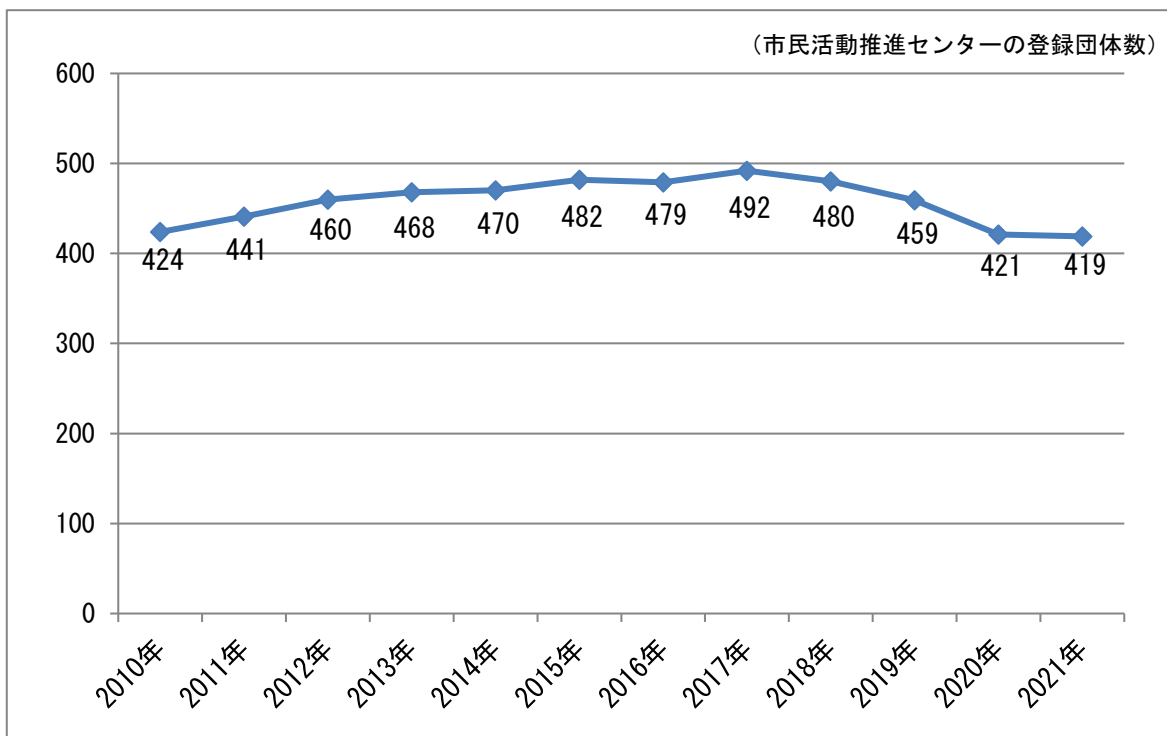


(2) 自治会・町内会の加入率



自治会・町内会は地域活動の中でも最も知名度の高い活動ですが、その加入率は年々減少しています。加入率低下の原因としては、メリットが感じられない点や、きっかけがない、時間がない等の理由が挙げられます。

(3) 市民活動団体の状況

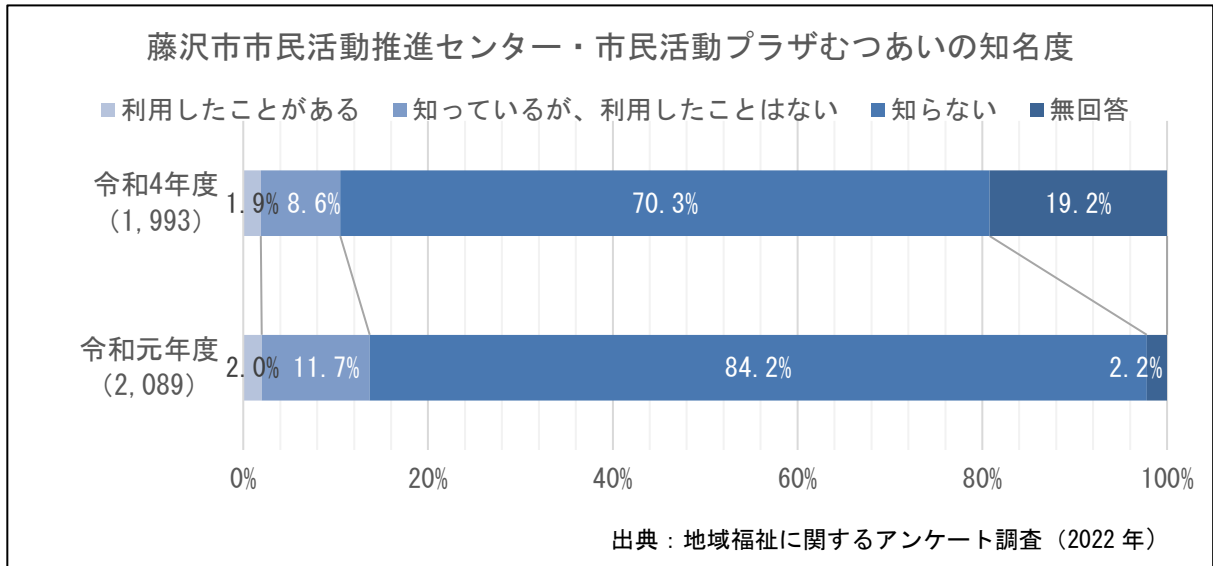


藤沢市市民活動推進センターの登録団体数は、2017年をピークに減少傾向にあります。近年の新型コロナウイルスの影響のほか、様々な公共施設の再整備により、センター以外の場所でも活動できるようになった事も、減少の理由と考えられます。

2. 各種調査から見える課題等

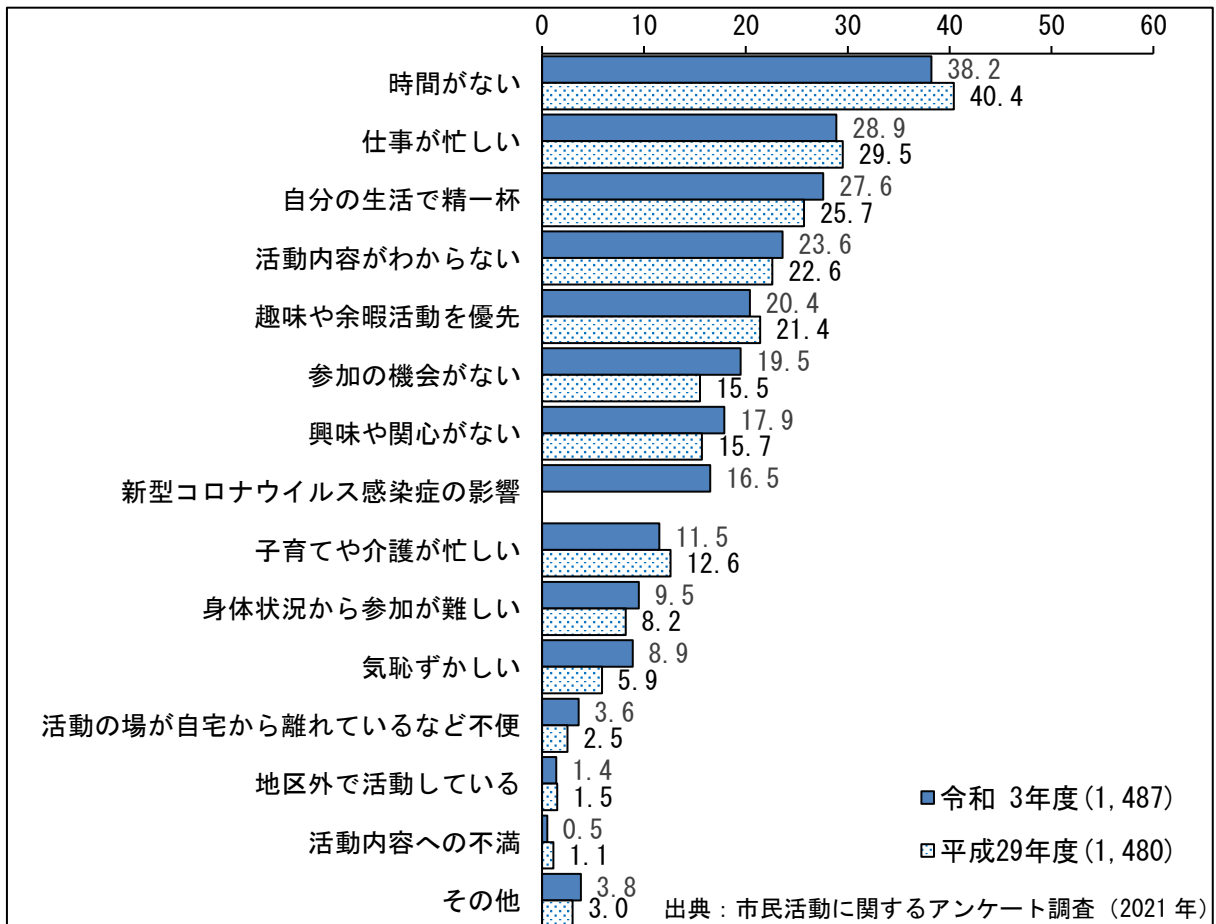
(1) 情報発信や体験・参加する機会の不足

①藤沢市市民活動推進センター等の認知度について



藤沢市市民活動推進センター及び市民活動プラザむつあいを「知っている」割合は前回調査から減少し、認知度の低い状況が続いており、さらなる積極的な施設の周知が求められます。

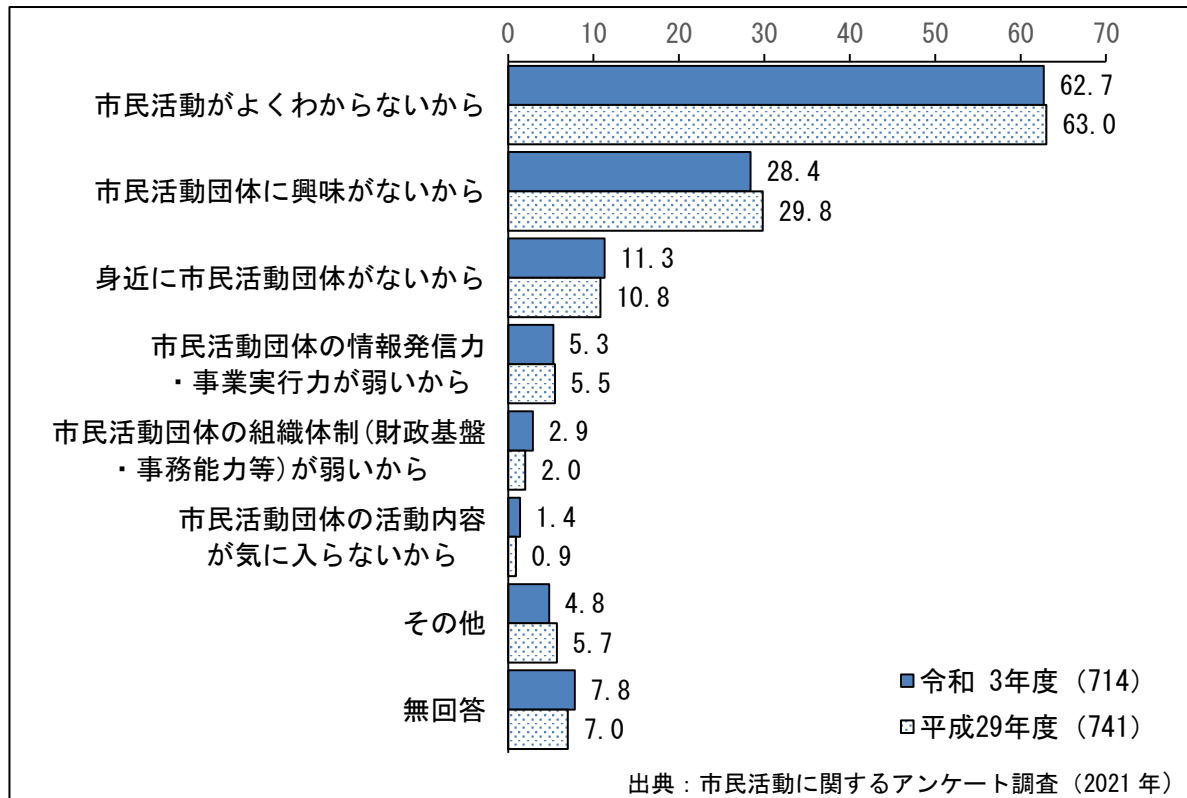
②地域活動に参加することに妨げになること



「時間がない」などの私事的理由への対応は困難ですが、「活動内容がわからない」や「参加の機会がない」などの理由に対しては、多様な手法による情報発信や、気軽に参加できる仕組みなどを強化することが必要です。

③市民活動団体に期待することがない理由

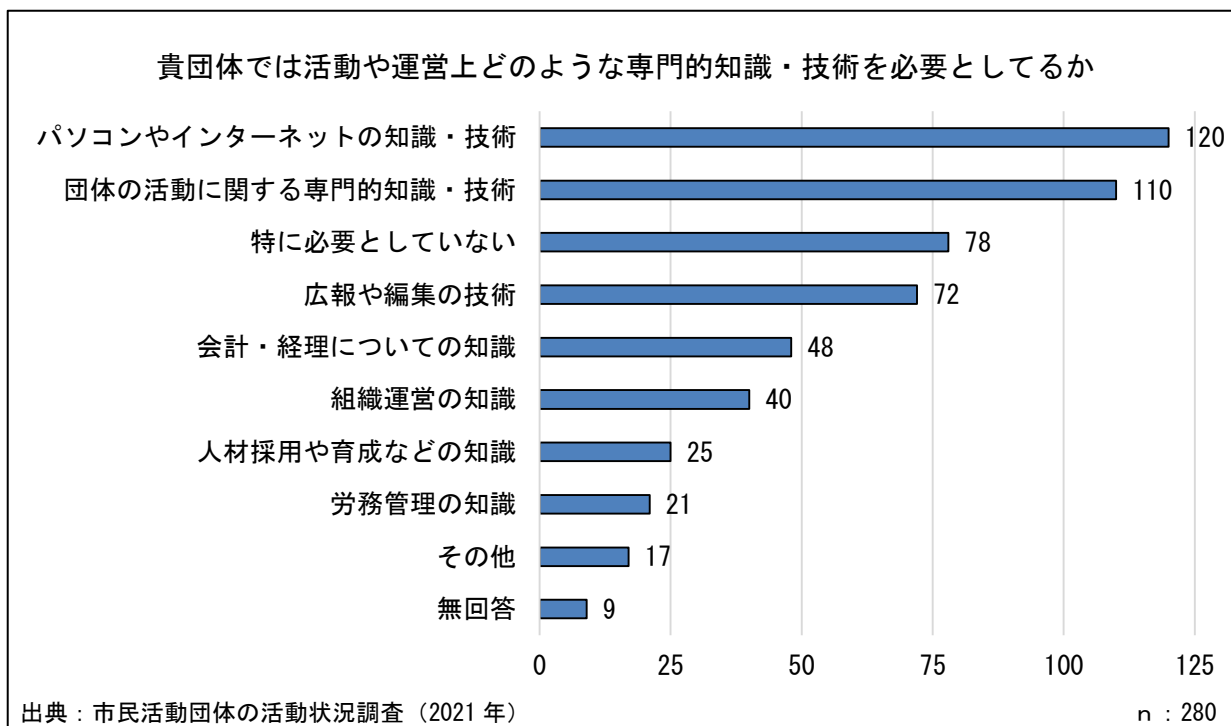
(市民活動団体に期待することが「ない」と回答した人のうち)



市民活動団体に期待することがない理由としては、市民活動がよくわからないとの回答が一番多く、市民活動に関する情報発信の強化が求められています。

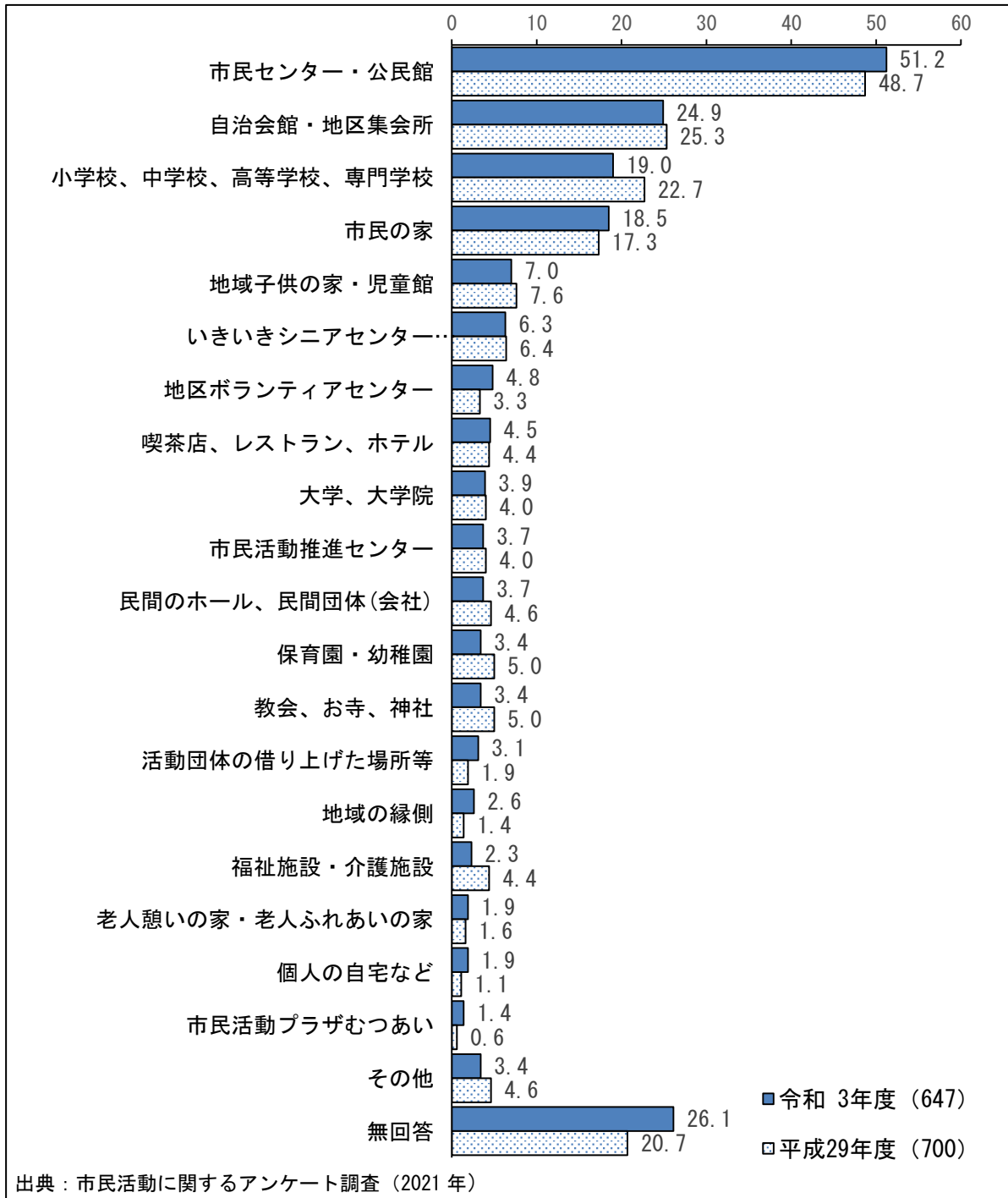
(2) 団体基盤の強化と活動場所の確保等

①活動や運営上必要とする専門的知識・技術について



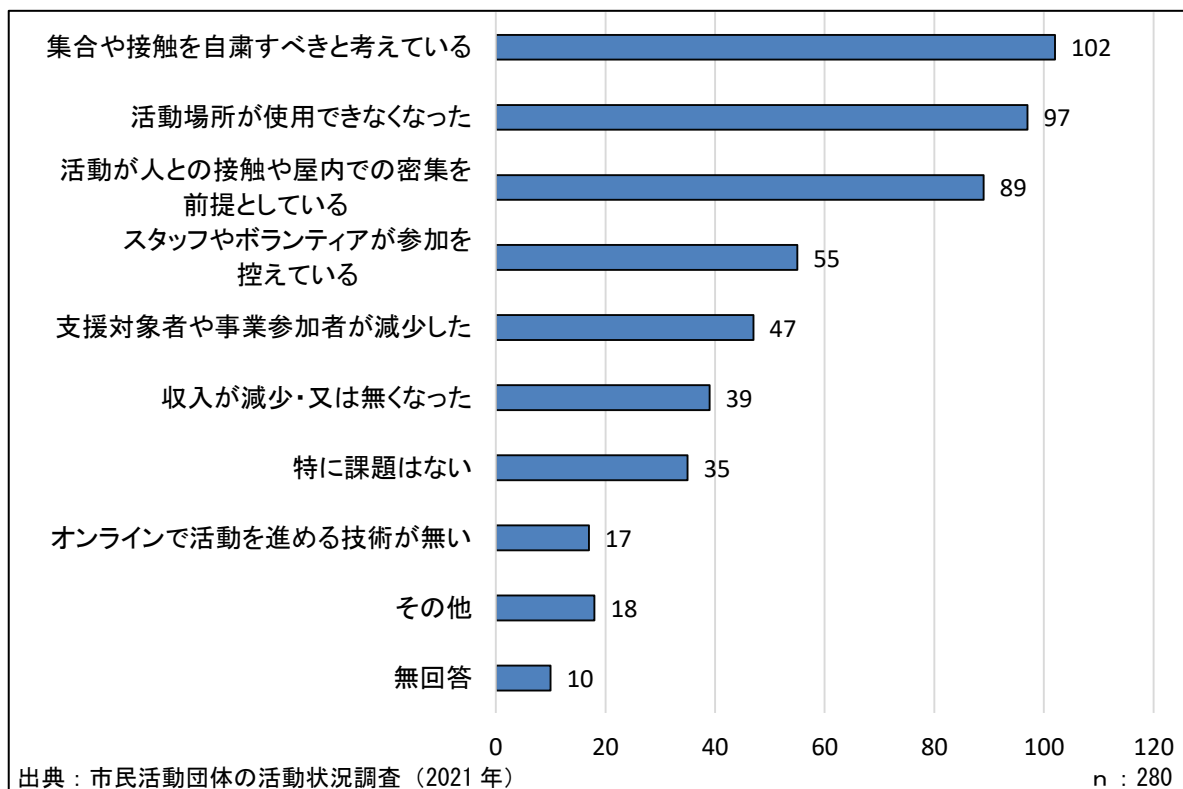
団体の運営上必要としている知識や技術については、パソコンやインターネットの知識・技術が最も多い結果となりました。一方で、特に必要としていないと回答した団体もあり、専門性だけでなく、気軽さや参加しやすさも、市民活動において大切です。

②地域活動を行う場として今後利用したい施設
(地域活動に参加している人のうち)



今後利用意向のある施設は、市民センター・公民館が最も多い結果となっており、継続的な活動場所の確保が求められているほか、利用率向上にあたっては、利便性の向上なども必要です。

③新型コロナの影響下における団体活動の継続や再開にあたり、どんな課題があったか。またどんな課題により活動が再開できなくなっているか。

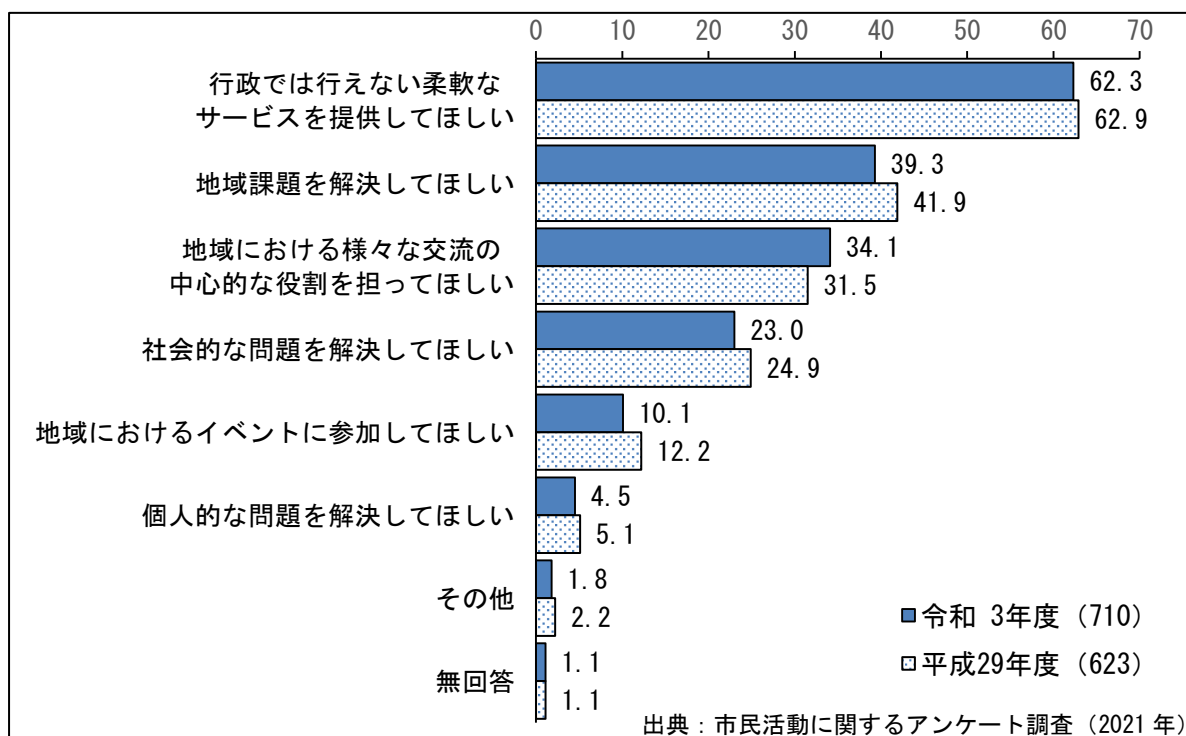


新型コロナの影響下においては、集合や接触を自粛すべきとの考えがある一方で、活動場所が使用できなくなったことが、課題の一つとなっています。

(3) 地域課題の解決と多様な主体による協働の推進

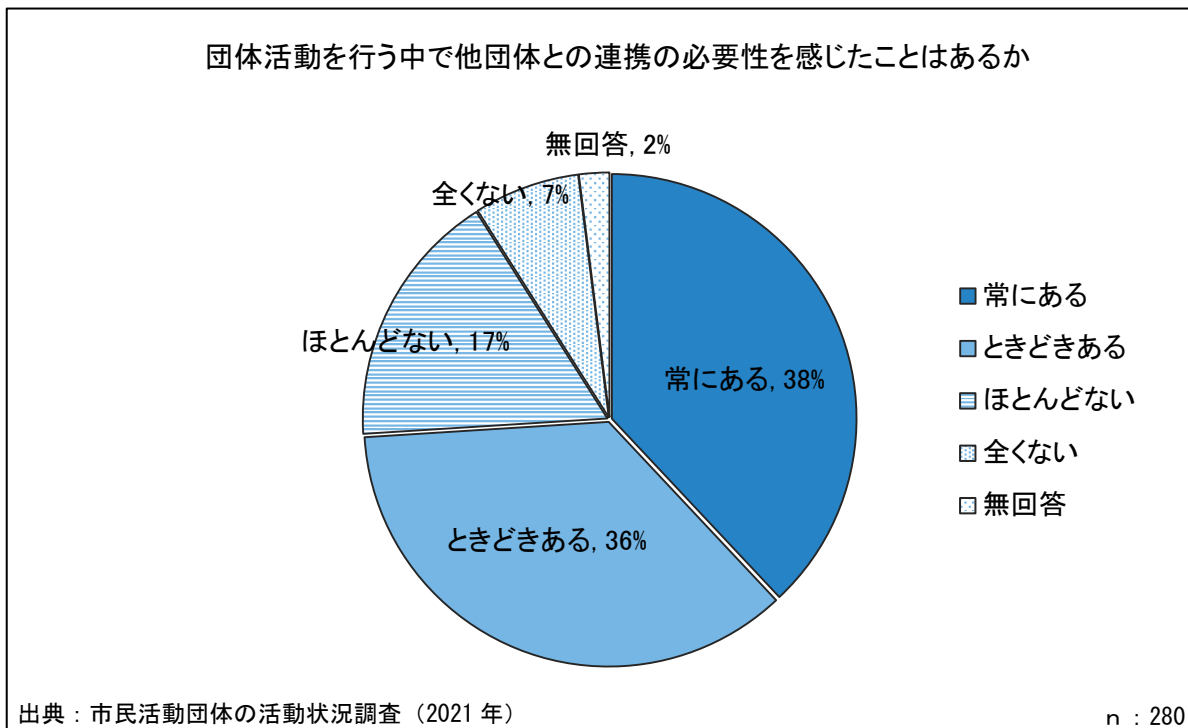
①市民活動団体に期待することは何ですか。

(市民活動団体に期待することが「ある」と回答した人のうち)



市民活動団体に期待することの内容としては、行政では行えないサービスの提供や地域課題の解決など、市民の身近なところでの活動に、大きな期待が寄せられています。

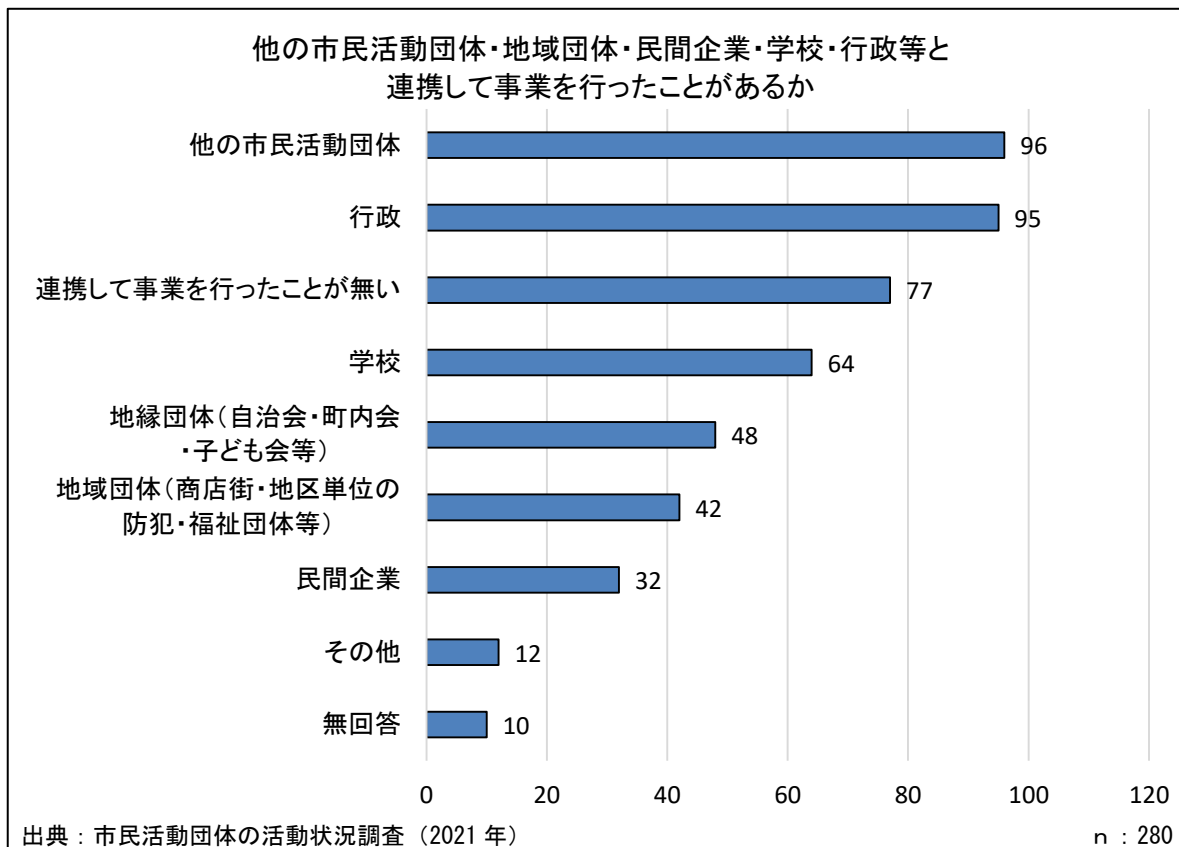
②連携の必要性について



市民活動団体における他団体との連携の必要性については、7割以上の団体が「ある」と回答しており、多様な主体との連携または協働の推進が求められています。

※他団体：他の市民活動団体、自治会・町内会などの地縁組織、学校、民間企業、行政等

③連携先について



連携して事業を行った先としては、他の市民活動団体や行政が多いほか、地域に根付いた学校や地縁団体との連携もあることが分かりました。一方で、連携して事業を行ったことが無い団体も多く、連携するきっかけ作りなども必要です。

3 藤沢市市民活動推進条例

平成 13 年 9 月 27 日条例第 8 号
改正 平成 16 年 12 月 16 日条例第 19 号
平成 22 年 12 月 17 日条例第 27 号
平成 27 年 9 月 24 日条例第 15 号

私たちのまち藤沢は、市民活動が活発なまちであり、これまで、様々な市民や市民活動団体が協力し合つて、創造性豊かな活力ある地域社会を築いてきた。

こうした市民の力は、これからの藤沢のまちづくりにとつてますます必要とされ、更に推進していくことが求められている。

そのためには、市民一人一人が、自分自身に何ができるのかを問い直し、新たな参加・創造の主体へと変化していくことが期待されることである。

さらに、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互に連携し、それぞれの持てる力を発揮することにより、人間性豊かな地域社会を形成していくことがこれまで以上に大切なこととなつている。とりわけ、市民活動が市民の自主的な参加によつて行われるあらゆる分野における自発的な活動であることにかんがみ、市民活動の自主性と自発性を尊重し、その活動の環境を整備し、あわせて、より効果的な行政との協働システムの構築に向けた総合的な施策を推進していくため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、並びに市民活動支援施設(以下「支援施設」という。)を設置することにより、市民活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もつてこの市にふさわしい人間性豊かな地域社会の形成に寄与するとともに、市民、市民活動を行うもの、事業者及び市による協働型社会の実現に資することを目的とする。

(平成 27 条例 15・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であつて次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

(基本理念)

第 3 条 市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのつとり、市民活動推進計画を策定し、市民活動を推進するための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努めるものとする。

(市民活動を行うものの役割)

第 5 条 市民活動を行うものは、第 3 条の基本理念にのつとり、活動を行うとともに、その活動の内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第 6 条 事業者は、市民活動の意義を理解するとともに、その推進に協力するよう努めるものとする。

(市民活動推進計画)

第 7 条 市長は、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民活動の推進に関する市の基本的な指針
 - (2) 市民活動の推進に関する市の基本的な施策(以下「基本施策」という。)
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関する重要な事項
- 3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、藤沢市市民活動推進委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(基本施策)

第 8 条 基本施策には、市民活動の推進に関する次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 活動の場所の整備に関すること。
- (2) 情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動を行うものに対する支援に関すること。
- (4) 市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項

(市が行う業務への参入の機会の提供)

第 9 条 市長は、市民活動を推進するため、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含み 3 人以上の役員を置く市民活動を行う団体(以下「公益市民活動団体」という。)に対し、市が行う業務のうち当該公益市民活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することができる業務について、参入の機会を提供するよう努めるものとする。

- 2 前項の参入の機会の提供を受けようとする公益市民活動団体は、あらかじめ市長に規則で定める書類を添えて申請し、その登録を受けなければならない。
- 3 前項の規定により登録を受けた公益市民活動団体は、同項の規定により提出した書類の内容に変更があつたときは、遅滞なく市長にその旨を記載した書類を提出しなければならない。
- 4 市長は、第 2 項の登録を受けた公益市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。
 - (1) 公益市民活動団体に該当しなくなつたと認めるとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
 - (3) 前項の規定による書類の提出をしなかつたとき。

(書類等の公開)

第 10 条 市長は、前条第 2 項若しくは第 3 項の規定により提出があつた書類又はその写し(以下「書類等」という。)を一般に公開するものとする。ただし、書類等を公開することにより当該公益市民活動団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公開しないことができる。

(市民活動推進委員会の設置)

第 11 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、この市に、藤沢市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 推進計画に関する事項
 - (2) 支援施設の運営に関する事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項
(平成 16 条例 19・平成 27 条例 15・一部改正)

(委員)

第 12 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 市民活動を行う者
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(支援施設の設置)

第 13 条 市民活動の推進に資するため、この市に、支援施設を設置する。
(平成 27 条例 15・一部改正)

(名称及び位置)

第 14 条 支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市市民活動推進センター	藤沢市藤沢 1031 番地

(平成 27 条例 15・一部改正)

(分館の設置)

第 15 条 藤沢市市民活動推進センターに分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市市民活動プラザむつあい	藤沢市亀井野四丁目 8 番地の 1

(平成 27 条例 15・全改)

(休館日等)

第 16 条 支援施設の休館日及び供用時間は、規則で定める。
(平成 27 条例 15・全改)

(事業)

第 17 条 市長は、支援施設において、市民活動の推進を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 支援施設の施設及び設備を利用に供すること。
- (2) 市民活動に関する情報を収集し、及び提供すること。
- (3) 市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会を提供すること。
- (4) 市民活動に関する相談を行うこと。
- (5) 市民活動に関する人材の育成及び交流を行うこと。
- (6) 市民活動に関する調査及び研究を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(平成 16 条例 19・旧第 15 条繰下・一部改正、平成 27 条例 15・一部改正)

(支援施設の利用)

第 18 条 支援施設の施設及び設備を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公益的な市民活動を行い、又は行おうとするもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援施設の施設又は設備を利用させないことができる。
- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 管理上の支障が生じるおそれがあると認めるとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

(平成 16 条例 19・旧第 16 条繰下、平成 27 条例 15・一部改正)

(特定施設等の使用の許可)

第 19 条 支援施設の施設及び設備のうち別表に掲げる特定施設又は特定設備(以下「特定施設等」という。)を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請して使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)をしない。

(平成 16 条例 19・旧第 17 条繰下・一部改正、平成 27 条例 15・一部改正)

(利用料金)

第 20 条 特定施設等の使用許可を受けた者(以下「特定施設等使用者」という。)は、使用許可と同時に、指定管理者(第 25 条に規定する市長が指定するものをいう。以下この条、次条及び第 22 条において同じ。)に特定施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
(平成 16 条例 19・追加、平成 27 条例 15・一部改正)

(利用料金の減免)

第 21 条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
(平成 16 条例 19・追加)

(既払いの利用料金の不返還)

第 22 条 既払いの利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。
(平成 16 条例 19・旧第 19 条繰下・一部改正)

(目的外使用の禁止)

第 23 条 特定施設等使用者は、使用許可を受けた目的以外に特定施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。
(平成 16 条例 19・旧第 20 条繰下・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第 24 条 市長は、特定施設等使用者がこの条例の規定に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。
(平成 16 条例 19・旧第 21 条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 25 条 支援施設の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。
(平成 16 条例 19・追加、平成 27 条例 15・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第 26 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。
(1) 特定施設等の使用許可及びその取消しに関する業務
(2) 支援施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
(3) 第 17 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、支援施設の運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務
(平成 16 条例 19・追加、平成 27 条例 15・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第 27 条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 19 号)の定めるところによる。
(平成 16 条例 19・追加)

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。
(平成 16 条例 19・旧第 23 条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条から第 22 条までの規定は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成 13 年 11 月規則第 19 号により同年 12 月 15 日から施行)

附 則(平成 16 年条例第 19 号)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条を第 28 条とし、同条の前に 3 条を加える改正規定(第 27 条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に基づく藤沢市市民活動推進センターの特定施設及び特定設備の使用の許可に係る利用料金について適用する。

附 則(平成 22 年条例第 27 号)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の藤沢市市民活動推進センターの特定施設の使用について既に許可を受けているものの利用料金については、改正後の藤沢市市民活動推進条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年条例第 15 号)

この条例は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表(第 19 条、第 20 条関係)

(平成 16 条例 19・全改、平成 22 条例 27・一部改正)

1 特定施設

名称	単位	利用料金
会議室 A	1 時間当たり	150 円
会議室 B	1 時間当たり	140 円

2 特定設備

名称	単位	利用料金
ロッカー(大)	1 個につき 1 月当たり	400 円
ロッカー(小)	1 個につき 1 月当たり	200 円

4 本市における市民活動支援施策の変遷

◆2000年9月

藤沢市市民活動推進検討委員会において、市民活動推進に関する取組について検討され、翌年3月に本市の市民活動の指針となる「藤沢市の市民活動の推進を目指して」が市に提出される。

◆2001年4月

(仮)藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会が発足し、市民活動推進センターの運営及び市民活動推進条例の内容について検討を進め、同年10月1日に市民活動推進条例を施行、同年12月15日には市民活動を推進する拠点施設として市民活動推進センターを開設。

◆2002年4月

市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための藤沢市市民活動推進計画の策定や市民活動推進センターの運営等の審議を行う機関として、藤沢市市民活動推進委員会を設置。

◆2003年9月

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入され、2005年4月1日から、指定管理者により市民活動推進センターの管理運営を開始。

◆2005年9月

2006年度から2010年度までの5カ年にわたる、藤沢市市民活動推進計画を策定。さらに市民活動団体への財政的な支援として、市民を対象とした公益的な市民活動の事業に対し助成する、「公益的市民活動助成事業」を実施。また、地域社会の課題を市民の視点や発想から解決し、市民生活の向上を目指し、市民活動団体と市がお互いに事業を提案し、協働で行う「相互提案型協働モデル事業」を実施。

◆2011年3月

市民活動推進計画を改定し、新たに2011年度から2013年度までの3カ年の計画を策定し、施策を実施。

◆2011年度

市民活動推進委員会において、市民活動支援施設のあり方が検討され、その結果、2013年10月に北部の拠点施設として、湘南台文化センター内に市民活動推進センターの分館機能を担う「湘南台市民活動プラザ」を開設。

◆2012年度

NPO法人に対し、市民が寄附により直接支援していく仕組みとして、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」を制定。(NPO法人条例指定制度)

◆2013年度

神奈川県より権限移譲を受け、特定非営利活動法人関係事務を開始。法人化に向けた相談から、設立認証、登記までの一連の手続きを、全て市内において可能とすることで、市民活動団体に対する支援の強化を図る。2014年3月に、市民活動推進計画を改定し、第3期として、2014年度から2018年度までの5カ年の計画を策定し、施策を実施。

さらに、公益的市民活動助成事業及び相互提案型協働モデル事業の見直しを行い、2014年度から、助成事業については、組織基盤強化に対し助成を行う制度として、協働モデル事業については、まちづくりパートナーシップ事業提案制度として実施。

◆2016年度

市民活動推進条例の一部改正を行い、「湘南台市民活動プラザ」を六会市民センターへ移転し、6月から「市民活動プラザむつあい」として開設。また、計画の中間見直しを実施し、2020年に江の島がオリンピックセーリング会場となることから、「オリンピック・パラリンピックを契機とした新たな社会参加機会の創出」を新規の施策として加筆。

◆2018年度

次期計画の策定と併せ、公益的市民活動助成事業とまちづくりパートナーシップ事業提案制度の見直しを行い、新たな制度の実施を検討。

◆2019年度

前年度の検討結果を踏まえ、旧藤沢市市民活動推進計画を、新たに「藤沢市市民活動推進計画（2019年度～2025年度）」へ改定。

公益的市民活動助成事業とまちづくりパートナーシップ事業提案制度について、新たな制度として実施するにあたり、事業内容の詳細について藤沢市市民活動推進委員会で検討。

◆2020年度

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市民活動支援施設や地域市民の家等について、施設の一部一時休館（相談業務等は実施）や時短運営、利用人数の制限等を実施。

公益的市民活動助成事業とまちづくりパートナーシップ事業提案制度を一本化し、スタート支援コース・ステップアップ支援コース・協働コースの3コースで構成する「ミライカナエル活動サポート事業」として新たに開始。

◆2021年度

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会での、市民参加の盛り上げりを継続するレガシー事業として、ボランティアのポータルサイト「チームFUJISAWA2020」を開設し運用開始。

◆2022年度

「藤沢市市民活動推進計画（2019年度～2025年度）」について、計画の中間年度であることから、中間見直し版の内容等について藤沢市市民活動推進委員会で検討。

5 第11期藤沢市市民活動推進委員会委員名簿

No.	氏名	所属機関又は団体名、役職等
1	山岡 義卓	委員長 学識経験者（神奈川県大学経営学部 特任准教授）
2	坂井 雅幸	副委員長 学識経験者（元かながわ県民サポートセンター所長）
3	入内島健一郎	企業関係者（藤沢商工会議所 青年部直前会長）
4	大場美津子	公募委員
5	関野 豪星	市民活動関係者（藤沢市市民活動推進センター センター長）
6	豊福 和人	公募委員
7	新實 正美	市民活動関係者（元藤沢市公民館運営審議会 委員長）
8	西上ありさ	市民活動関係者（コミュニティデザイナー（studio-L））
9	樋口 敬子	市民活動関係者（社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会 地域福祉課長）
10	細沼恵美子	市民活動関係者（湘南大庭地区青少年協力会 会長）
11	間山 孝仁	金融機関（NPO 運営相談サポートテラス（湘南信用金庫 藤沢支店長））
12	山崎 俊輔	企業関係者（藤沢青年会議所 理事長）

敬称略 順不同

Switch!

藤沢市市民活動推進計画

2019年度～2025年度

(中間見直し版)

市民自治部 市民自治推進課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466 (25) 1111 (代表) 内線 2512

電子メール fj-jiti-s2@city.fujisawa.lg.jp